

## 市第23号議案

## 地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見中央 コミュニティハ ウス	鶴見区鶴見中央 三丁目19番11号	特定非営利活動法人鶴見区民 地域活動協会 理事長 佐藤 信 男	横浜市鶴見中央コ ミュニティハウスの 供用開始の日から平成 27年3月31日まで
横浜市日野南コ ミュニティハウ ス	港南区港南六丁 目2番3号	港南区区民利用施設協会 会長 高 森 政 雄	横浜市日野南コ ミュニティハウスの 供用開始の日から平成27 年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市鶴見中央コミュニティハウス及び横浜市日野南コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）